（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

高岡市は、富山県北西部に位置し、市域は、東西約 24.5km、南北約 19.2km、面積は 209.57 ㎢で、富山県の面積の約５％を占める富山県第２の都市である。

市内西側は山間地域で、二上山とこれに連なる西山丘陵があり、東側の平野部は庄川・小矢部川によって形成された扇状地で良質の地下水に恵まれている。また、北東側は富山湾に面しており、これらの山・川・海により深緑と清らかな水に包まれた四季折々に変化する豊かな自然を享受している。

（１）地域の災害リスク

（洪水：ハザードマップ）

当所の管轄地域（戸出・中田・福岡地区除く）におけるハザードマップ（想定最大規模）によると、殆どの地域が１階床上浸水（0.5m 以上～3.0m 未満）の浸水が予想され、事業所も多く存在する<u>**庄川・小矢部川周辺**</u>、市街地の主流河川である<u>**千保川周辺**</u>では、<u>3.0m 以上</u>（２階浸水）が予想されている。

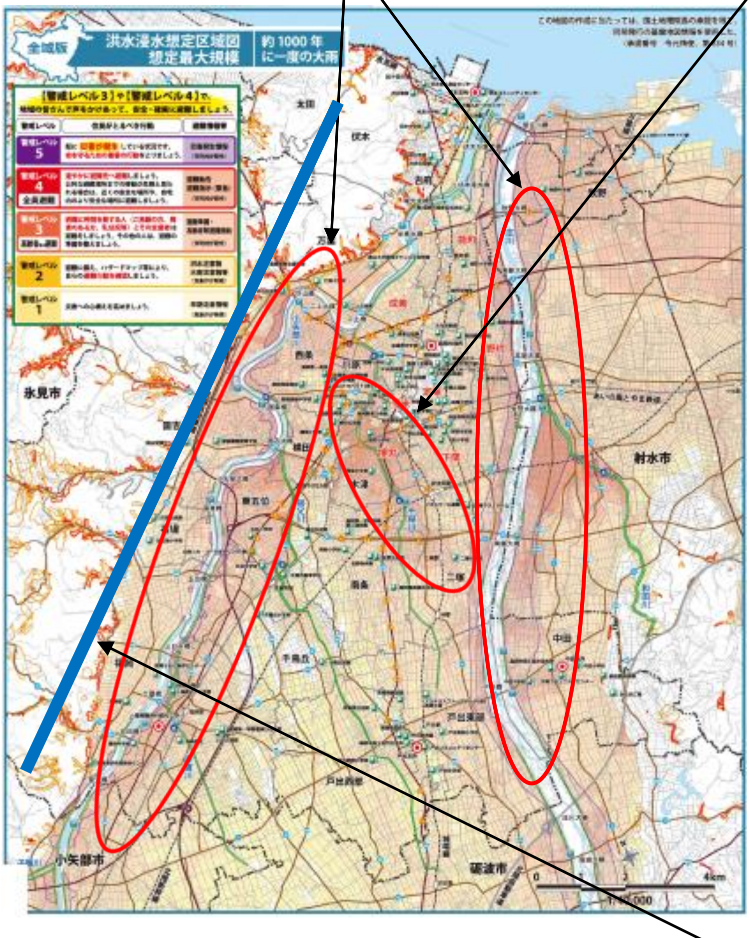

（浸水深さ）
※濃ももいろ部　‥3.0m 以上
　濃厚ももいろ部‥5.0m 以上

図１．洪水ハザードマップ
（全域版）

（土砂災害：ハザードマップ）

当所の管轄地域におけるハザードマップによると、<u>石堤・国吉・万葉・伏木・古府・太田地区</u>にある山間地域では、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、市街地地区よりは少ないが、各業種の事業所は点在している。

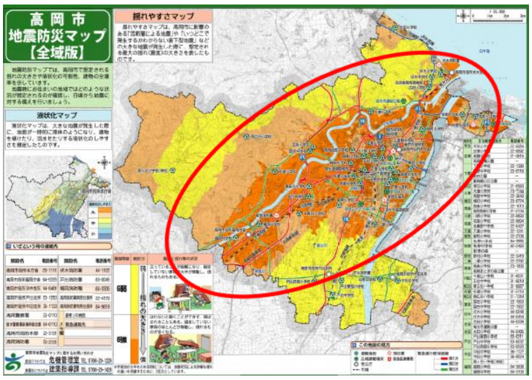

図２．地震防災マップ（全域版）

（地震：地震防災マップ）

当所の管轄地域における地震防災マップによると、影響のある「活断層による地震」や「いつどこで発生するかわからない直下型地震」等の大きな地震が発生した際に、想定される最大の揺れ（震度）の大きさでは、市内の大部分で、震度６強（だいだいいろ・うすだいだいいろ部）を示している。

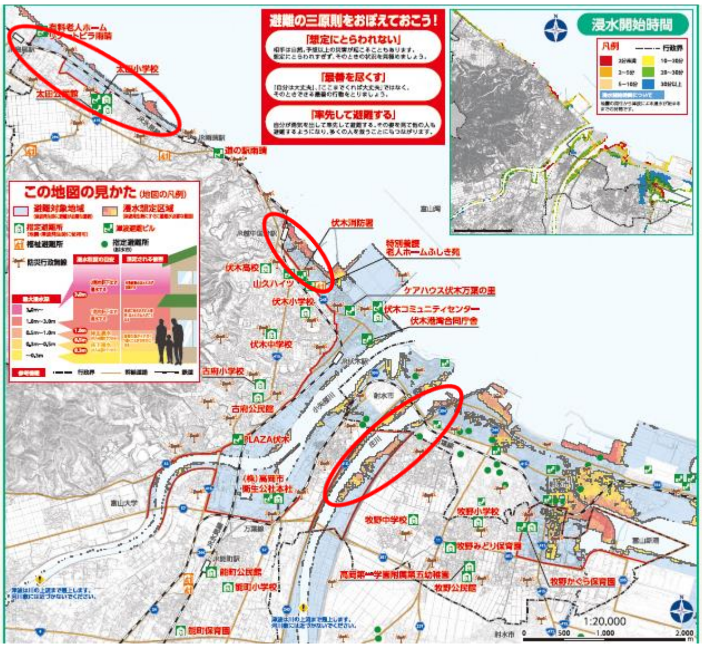

図３．津波ハザードマップ（全域版）

（津波：ハザードマップ）

当所の管轄地域におけるハザードパップによると、富山湾沿岸地域（太田・古府・伏木地区）と庄川・小矢部川の河口周辺（伏木・能町・牧野地区）が、避難対象地域に指定されており、特に、沿岸の伏木・太田地区や庄川の河口部では、1.0m を越える浸水想定地域が存在している。

※みずいろ部‥避難対象地域
　しゅいろ部‥浸水想定地域
　　　　　　（1.0m 以上）

（雪害）

当市（富山県）を含む日本海側は、38 豪雪や 56 豪雪にみられるように、世界でも有数の豪雪地帯に数えられる。

近年では、平成 30 年（2018 年）や本年１月、豪雪に見舞われた。本年１月には、24 時間最大降雪量が 69 ㎝（伏木）と、1997 年の統計開始以降で最大を記録し、ＪＲ氷見・城端線、あいの風とやま鉄道、万葉線が相次ぎ運休、東海北陸自動車道や主要幹線道路での車両の立往生や大渋滞、通行止め等、交通網のまひや学校の休校等、市民生活に甚大な影響を及ぼした。

（感染症）

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

現在、猛威を振るっている「新型コロナウイルス感染症」のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

※１月 31 日現在　市内感染者数累計：55 名（県発表資料より）

（２）商工業者の状況

業　　種		平成 28 年	備考（主な業種の立地状況）
AB	農林漁業	48	―
C	鉱業・採石業、砂利採取業	6	―
D	**建設業**	**801**	市内に分散
E	**製造業**	**992**	市内に分散、河川周辺に団地有
F	電機・ガス・熱供給・水道業	1	―
G	情報通信業	35	―
H	運輸業、郵便業	112	市内に分散、幹線道路沿い中心
I	**卸売業、小売業**	**1,716**	市内に分散、団地は幹線道路沿い
J	金融業、保険業	62	―
K	不動産業、物品賃貸業	309	市内に分散
L	学術研究、専門・技術サービス業	254	市内に分散
M	**宿泊業、飲食サービス業**	**683**	市街地に多いが、市内に分散
N	**生活関連サービス業**	**767**	市内に分散
O	教育、学習支援	193	―
P	**医療、福祉**	**291**	市内に分散
Q	複合サービス業	35	―
R	サービス業（他に分類されないもの）	520	市内に分散
小規模事業所数		**6,825**	
総 事 業 所 数		9,250	

経済センサス活動調査結果（平成 28 年）による市内の小規模事業者数は、上表のとおり、「卸・小売業」、「製造業」、「建設業」の順で多く、庄川・小矢部川周辺に工業団地はあるが、事業所は、市内に広く分散している。

また、平成 29 年（2017 年）の当所会員事業所の地域別数をみると、庄川周辺の野村地区が 12.0%を占め、一番多く、高岡駅周辺の定塚地区（10.9%）、小矢部川周辺を含む西条地区（8.5%）と続き、大型河川周辺にも多くの事業所があることが伺える。

（３）これまでの取組

１）当市の取組

①高岡市地域防災計画の策定

近年多発する地震や大雨等の自然災害から、市民の生命、身体、財産を守るための業務等、具体的に定めた計画として、災害対策基本法に基づき、高岡市防災会議において策定している。（令和３年２月現在　最新改定：令和元年８月）

②高岡市総合防災訓練の実施

高岡市地域防災計画に基づいて、住民と防災関係機関、さらには防災関係機関相互の連携を強化し、実践的な訓練を実施することにより、高岡市地域防災等の円滑な運用に資するとともに、地域防災に関する知識・技術の取得、心構えの形成と意識の高揚を図ることを目的とし、毎年９月の防災週間にあわせて、総合防災訓練を行っている。

③各種災害別マニュアルの策定

全国的に相次ぐ災害から市民の生命と財産を守り、迅速に対応するため、各種災害別マニュアルを作成した。（令和３年２月現在　土砂災害、洪水、津波、高潮対応マニュアルを策定）

④災害備蓄計画の策定

高岡市地域防災計画に基づき、県の災害救助物資の備蓄の考え方と整合性を図り、乳幼児や

高齢者及び女性に配慮した災害備蓄計画を策定した。

⑤高岡市防災会議の開催
　災害対策基本法及び高岡市防災会議条例に基づき設置され、高岡市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的として開催している。（令和３年２月現在　最新開催：令和元年８月）

２）当所の取組
①事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
　中小企業・小規模事業者の災害発生時の備えの必要性について、ＢＣＰの策定と運用に関する情報を、当所の広報媒体（会報誌等）でのＰＲやチラシ・パンフレットの相談窓口やセミナー等にて配布し、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

②事業者ＢＣＰの策定支援
　中小企業・小規模事業者の「事業継続力強化計画」(国認定)策定支援を実施し、事業者の対策推進に取組んでいる。
　※令和２年度　２件

③事業者ＢＣＰセミナーの開催
　近年は、損害保険会社と共催でＢＣＰ関連セミナーを開催し、中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・周知を行っている。

④損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
　日本商工会議所では、各損害保険会社と業務提携し、多種多様なリスクに備えた保険制度（ビジネス総合保険制度、業務災害補償プラン、情報漏えい賠償責任保険制度等）の活用を促進している。
　また、事業者の火災や地震等への対策として、富山県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

⑤防災備品の備蓄
　当所が所有している「高岡商工ビル」の本部隊として、医薬品、携帯ラジオ、携帯用拡声器、ロープ、メガホン等をそれぞれ備蓄している。

⑥防災訓練の実施
　所有ビルは、多くのテナントも入居しており、テナント入居者も参加する当ビル全体での避難訓練を定期的（年２回）に行っている。

Ⅱ　課題
　当所管轄地域における中小企業・小規模事業者の防災・減災対策支援において、次のような課題がある。

①緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制
　各組織の業務継続計画等に従って、事業者への支援対策を実施することになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

②事業者ＢＣＰ策定の周知・支援
　当所への相談状況やセミナー参加状況からも、地域内事業者のＢＣＰ策定に関する課題意識

が低いと考えられ、特に、小規模事業者では顕著であると考えられる。
普及啓発・周知活動も十分ではなく、各機関・団体がそれぞれで取組んでおり、関係機関との連携による取組み強化が必要である。

③事業者ＢＣＰ策定支援におけるスキル不足
経営相談におけるＢＣＰ関連件数が少ないこともあり、当所職員がＢＣＰ策定支援に関わることが少なく、支援スキルの向上が課題であり、資質向上の取組みとともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

④小規模事業者向けのＢＣＰ策定ツールの不足
国や関係機関等から事業者ＢＣＰの策定ガイドライン等が提供されているが、特に、小規模事業者にとっては、内容が高度過ぎるとの意見もあり、小規模事業者向けの簡易型ＢＣＰ策定ツールが必要である。

⑤新たな脅威「感染症」への対策不足
感染症の対策において、特に対策が進んでいない小規模事業者に対して、検温・消毒等の感染症対策のルール作成や衛生品（マスク、消毒液等）の備蓄、保険を活用したリスクファイナンス対策等の必要性を周知することが必要である。

Ⅲ　目標

当所と当市が一体となり、それぞれの役割を確認・担当することによって、地域内事業者の事業継続力の強化に繋げることを目標とする。

①緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制の強化
発災時における連絡体制を円滑にするため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

②事業者への災害リスク対策の周知強化
地域内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等リスク及び事前対策の必要性を認識してもらうよう、周知活動を強化する。

③事業者ＢＣＰ策定支援の強化
当所職員の資質向上とともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携による相談支援の体制を整え、特に小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

※その他
上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（商業まちづくり課）へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間

（令和３年４月１日 ～令和８年３月３１日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞

当市の地域防災計画等や県の「新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県対策指針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に、速やかに応急対策等に取組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

①広報媒体や巡回等による啓発活動

当所会報誌、市広報、ホームページ、メールマガジン等の広報媒体や事業者への巡回や面談時において、国の施策の紹介やハザードマップ等を用いての立地場所のリスク状況及びリスク対策、損害保険の概要、事例紹介（当市が運営・連携する「高岡市防災情報メール」「Yahoo!防災アプリ」等を活用し、その情報を基にした迅速な避難行動が取れる体制の確立等）等について周知する。

②ＢＣＰ関連セミナーの開催

専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等と連携して、ＢＣＰ策定や新型コロナ・自然災害毎の対策等、ＢＣＰに関連するセミナーを開催する。

③事業者ＢＣＰ策定に関する支援

事業継続力強化計画や小規模事業者においても取組みやすい簡易型ＢＣＰ等の策定支援を行う。

また、ＢＣＰ策定支援に関わる職員向けに、リスクマネジメント基礎や管内の災害リスク、ＢＣＰ策定等に関する研修（勉強会）を開催し、職員の支援スキルの向上を図る。

④感染症対策への対応

新型ウイスル感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の対策に繋がる支援（マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境の整備等の情報提供や各種支援）を行う。

２）商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所では、事業継続計画を作成中にて、令和３年度に完成予定である。

３）関係団体等との連携

関係機関（工業団地、商店街、損害保険会社等）との共催にて、ＢＣＰ関連セミナーの開催を行うとともに、リスクファイナンス対策（各種保険の紹介）等に関する個別相談での連携や普及啓発ポスター等の掲示を依頼する。

４）フォローアップ

当所と当市、市内で同計画を実施する商工団体（高岡市商工会）を構成員とする「（仮称）高岡市事業継続力強化支援連絡会議」を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

巡回・面談時に、事業者のＢＣＰ策定状況の把握及び事業遂行のフォローに努める。

５）当該計画に係る訓練の実施

自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルート確認等を行う。（訓練は必要に応じて行う。）

また、自然災害等による当ビルの火災が発生したと仮定し、避難訓練を定期的に行う。

＜２．発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

１）応急対策の実施可否の確認

①役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

発災後速やか（目標：２時間以内）に、役職員の安否確認を行う。

安否確認の際には、様々な通信手段（携帯電話・メール・ＬＩＮＥ等）を活用し、⑴本人・家族の被災状況、⑵大まかな被害状況（近隣の家屋被害や道路状況等）、⑶出勤できる状態か否か等について、できるだけ情報を収集する。

また、発災後３時間以内には、当所と当市間で、安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

②感染症発生時の対処

国内感染者発生後には、役職員の体調確認を行うとともに、当ビル（事務所）の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

また、国、県、市から発出される情報を注視し、当所において必要な感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

当所の管轄地域における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、応急対策としては、「緊急相談窓口の設置・相談業務」「被害状況等の把握業務」等を想定している。

当所では、早急に緊急事態対策本部（管理職以上の職員を想定）を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

○被害規模の目安（判断基準）

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内の 10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の１％程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1％程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

当所と当市間では、下記表を目安として被害情報等を共有する。（情報の共有回数等につい

ては、状況に応じて変更していくこととする。）

発災後～１週間	１日に２回共有する
１週間～２週間	１日に１回共有する
１ヶ月以内	２日に１回共有する
１ヶ月以降	１週間に２回共有する

感染症発生時には、国、県、市から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を行う。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

自然災害等発生時に、地域内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
・被害状況の確認方法及び分担、被害額の算定方法等について、予め市と確認しておく。
（被災事業者からの被害情報収集では、り災証明申請書に「被害状況」や「推計被害額」記載欄を設ける方法等、様々な方策を検討する。）
・市と共有した情報については、県の指定する方法にて当所より県へ報告する。
（感染症流行の場合は、国や県からの方針に基づき、対応する。）

〔連絡体制図〕

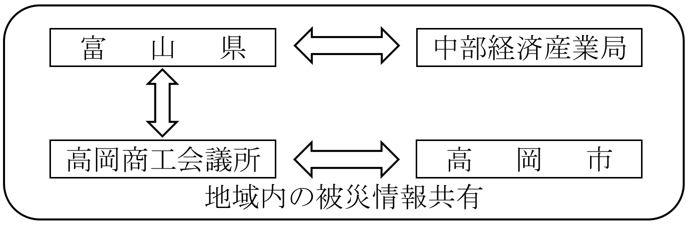

＜４．応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援＞

「応急対策の方針決定」にて記載したとおり、相談窓口の開設方法については、当市と相談して決める。

・当所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
・相談窓口は、安全性が確認された場所にて設置する。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。

また、地域内中小企業・小規模事業者の被害状況等を確認するとともに、有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について周知する。

＜５．地域内小規模事業者に対する復興支援＞

県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災した中小企業・小規模事業者に対して支援を行う。

なお、被災規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（商業まちづくり課）へ報告する。

（別表２）
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和３年２月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

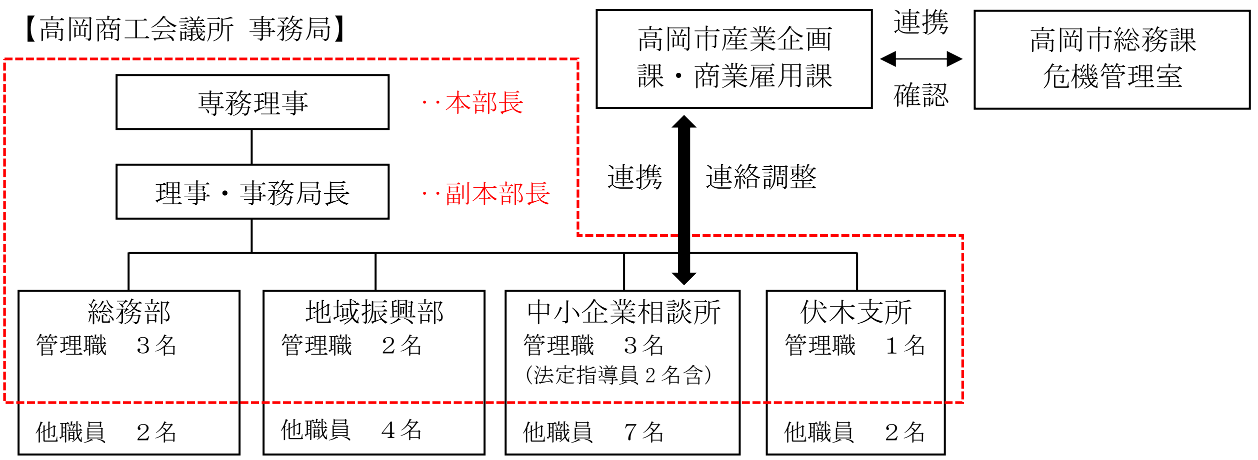

※上記「組織体制」の、囲み［点線枠］内が、緊急事態対策本部の想定メンバー

【本計画に関わる主な事業分担】

部署名	事業継続力強化支援事業に関わる主な事業
総務部	当所事業継続計画の運用、訓練の実施、啓発活動、セミナーの開催、関係団体等との連携、被害情報の収集等
地域振興部	啓発活動、被害情報の収集等
中小企業相談所	啓発活動、セミナーの開催、ＢＣＰ策定支援、関係団体等との連携、被害情報の収集、相談窓口の開設等 ・高岡市（産業企画課・商業雇用課）との本計画の連携窓口
伏木支所	啓発活動、被害情報の収集、（相談窓口の開設）等

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

【氏　名】　空　　哲男・浅井　亮一
【連絡先】　後述（３）①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

以下に関する必要な情報及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取組みの企画や実行
・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（年１回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

高岡商工会議所　中小企業相談所　経営支援課
〒933-8567　富山県高岡市丸の内１番40号
TEL：0766-23-5007 / FAX：0766-22-6792
E-mail：soudan@ccis-toyama.or.jp

②関係市町村
高岡市　産業振興部　産業企画課
〒933-8601　富山県高岡市広小路７番50号
TEL：0766-20-1395 / FAX：0766-20-1287
E-mail：sangyo@city.takaoka.lg.jp
高岡市　産業振興部　商業雇用課
〒933-8601　富山県高岡市御旅屋町101番地
TEL：0766-20-1592 / FAX：0766-20-1496
E-mail：shogyo@city.takaoka.lg.jp

（４）被害情報等報告先
富山県　商工労働部　商業まちづくり課
〒930-8501　富山県富山市新総曲輪１番７号
TEL：076-444-3251 / FAX：076-444-4403
E-mail：ashogyo@pref.toyama.lg.jp
※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他
上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（商業まちづくり課）へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
必要な資金の額	650	700	700	800	800
1.専門家派遣費 ・個社支援・専門家謝金	100	100	100	100	100
2.セミナー開催費 ・事業者BCP策定セミナー ・保険等加入促進セミナー	400	400	400	500	500
3.パンフ、チラシ作成費 ・ポスター・チラシ印刷	100	100	100	100	100
4.防災、感染症対策費 ・医薬品、防災グッズ備蓄	50	100	100	100	100

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金、県補助金　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等